

請 願 文 書 表

| | | | |
|------------------|---|-------------|-----------------------------|
| 受理年月日 | 平成22年6月25日 | 請 願 者 | 東近江市聖徳町4-14 |
| 受理番号 | 請願第2号 | | 湖東民主商工会 婦人部 婦人部長 宇都宮 かおり |
| 請 願 件 名 | 「所得税法第56条を廃止し家族従業者の働き分を必要経費として認める意見書」の提出を求める請願書 | | |
| 請 願 要 旨 | <p>【請願趣旨】</p> <p>中小業者の経営危機はかつてない深刻さを増しております。私たち中小業者は地域に根ざし地域の人々と信頼関係を築き営業と生活が成り立っています。前政権がおし進めた構造改革で貧困と格差が広がり、「このままでは生業で食べていけない」「商売の展望がみえない」など危機意識を強めています。日本経済の中で大きな比重(99.7%)を占める中小企業・中小業者の経営と仕事が安定し、発展することを通じて、地域経済が活性化することが、切実に求められています。そのためには地域経済の一端を担い社会的、文化的にも大きな役割を果たす女性事業主や家族従業者がその能力を発揮し、地域の中で生き生きと働くことができる環境を整備することが必要です。</p> <p>しかし、自営中小業者と共に働く家族従業者の労働に対しては、「居住者と生計を一にする配偶者、その他親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない」という所得税法第56条があるため、どんなに働いても税法上その労働に見合った働き分(自家労賃)が報酬(給料)として正當に評価されず経費にすることが認められていません。このような社会的にも経済的にも自立できない状況が、後継者不足に拍車をかけています。税法上は青色申告にすれば、給料を経費にすることが出来ますが、同じ労働に対して、青色・白色と差をつける制度自体が基本的人権を侵害しています。一人の人間としてきちんと人権を認めるべきです。</p> <p>このことは、憲法13条(個人の尊重)、14条(法の下での平等)、24条(両性の平等)、25条(生存権)、29条(財産権)などに違反しています。世界の主要国は「自家労賃」を経費として認めています。2009年の国連女性差別撤廃委員会でも、所得税法第56条は時代遅れの家族従業者を差別する法律であることが明らかになっています。そこで、滋賀県内の業者婦人(女性事業主・家族従業者)が安心して生活と営業が出来るよう次のことを請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>一人ひとりの人権を守るため憲法や男女共同参画社会基本法に基づいて、家族従業者の労働に対する報酬を経費と認め、「所得税法第56条」を廃止すること。(地方自治法99条に基づいて関係省庁に意見書を提出されたい。)</p> | | |
| 紹介議員 | 加藤 昌宏 、 井上 佐由利 | | |